

支部長候補者及び支部監事の立候補受付について（公示）

公益社団法人全日本不動産協会東京都本部世田谷支部（以下「当支部」という。）の支部長候補者及び支部監事の立候補受付手続について、下記のとおり公示します。

立候補を希望される方は、記載内容を確認のうえ、令和7年4月24日に開催する第44回定時総会において立候補の申出を行って下さい。

記

1. 任期

選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する支部定時総会の終結の時まで。

2. 立候補する意思を届け出る期間【支部長候補者のみ】

本公示の日から令和7年4月17日（木）まで。

3. 立候補意思の届出先【支部長候補者のみ】

当支部に届け出ていただきます。

当支部の所在地は以下のとおりです。

所在地	〒154-0024 東京都世田谷区三軒茶屋2-17-10-201 公益社団法人 全日本不動産協会 東京都本部 世田谷支部
-----	---

4. 立候補の方法

（1）支部長候補者

支部長候補者に立候補（を予定）される方は、所定の「支部長候補者立候補（予定）届出書」に必要事項を記載し、所定の「推薦状」（当支部に所属する正会員20名以上の推薦が必要となります。）を添付して、事前に世田谷支部事務所（03-6804-0618）までご連絡の上、令和7年4月17日（必着）までに郵送し、支部定時総会当日に立候補してください。

所定の届出様式については、当支部のホームページ（アドレスは以下のとおりです。）よりダウンロードしていただくか、当支部までご請求ください。

<http://tokyo.zennichi.or.jp/setagaya>

（2）支部監事

支部総会当日に立候補の申出を行ってください。なお、当支部の監事定数は2名以上3名以内です。

5. 立候補の資格要件

（1）支部長候補者

当支部に所属する5年以上の会員歴を有する正会員の代表者であること。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- ① 前事業年度までの会費等を完納していないとき。
- ② 宅地建物取引業法に基づく行政処分を受けた日から5年を経過しないとき。
- ③ 本会から戒告、会員資格の停止又は退会勧告を受けた日から5年を経過しないとき。
- ④ 宅地建物取引業法第64条の9の規定により公益社団法人不動産保証協会に納付した弁済業務保証金分担金の返還請求権に対する債権差押え（仮差押えを除く。）があるとき。
- ⑤ 前年度に実施された指定研修（公益社団法人不動産保証協会の法定研修会等）を履修していないとき。
- ⑥ 選任時において満76歳以上であるとき。
- ⑦ 指定暴力団その他反社会的と認められる団体に所属又は関係しているとき。
- ⑧ 役員経験が本部・支部合算で4年以上ないとき。
- ⑨ 東京都本部役員資格審査委員長が本部長に役員候補者名簿を提出する日を基準として、過去5年間のうちに当本部による綱紀処分を科されているとき。
- ⑩ 東京都本部役員資格審査委員長が本部長に役員候補者名簿を提出する日を基準として、過去2年間のうちに理事会の決議に反する行為があるとき。
- ⑪ その他、会の秩序及び団結をみだす行為があるとき。

（2）支部監事

当支部の正会員であること。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- ① 前事業年度までの会費等を完納していないとき。
- ② 宅地建物取引業法に基づく行政処分を受けた日から5年を経過しないとき。
- ③ 本会から戒告、会員資格の停止又は退会勧告を受けた日から5年を経過しないとき。
- ④ 宅地建物取引業法第64条の9の規定により公益社団法人不動産保証協会に納付した弁済業務保証金分担金の返還請求権に対する債権差押え（仮差押えを除く。）があるとき。
- ⑤ 前年度に実施された指定研修（公益社団法人不動産保証協会の法定研修会等）を履修していないとき。
- ⑥ 選任時において満76歳以上であるとき。
- ⑦ 指定暴力団その他反社会的と認められる団体に所属又は関係しているとき。
- ⑧ 役員経験が本部・支部合算2年以上ないとき。
- ⑨ 選任時の支部総会開催日を基準として、過去5年間のうちに当本部による綱紀処分を科されているとき。
- ⑩ 選任時の支部総会開催日を基準として、過去2年間のうちに理事会の決議に反する行為があるとき。
- ⑪ その他、会の秩序及び団結をみだす行為があるとき。

以上

令和7年4月3日

公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部
世田谷支部 支部長 大鎌 博